証券コード　4976
平成27年９月９日

株　主　各　位

東京都世田谷区代沢一丁目26番４号
東洋ドライルーブ株式会社
代表取締役社長　飯　野　光　彦

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月24日(木曜日)午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年９月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都目黒区東山三丁目７番11号
大橋会館　２階　201・203会議室
※会場が前回（第52回定時株主総会）と異なっておりますので、巻末の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

３．目的事項

報告事項
１．第53期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役報酬額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス http://www.drilube.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米国で緩やかな回復基調が続きましたが、ユーロ圏では主要国を中心に持ち直すも、国毎にばらつき低めの成長となりました。アジア経済は、中国で景気減速感が高まるも一定の成長を維持、アジア新興国は緩やかな成長に留まりました。

一方で日本経済は、消費増税に伴う需要反動減の景況から、海外経済の回復傾向や政府の経済政策効果を背景に概ね大企業で収益改善の兆しとなりました。また、個人消費も持ち直しから緩やかな回復に転じました。しかし、国内外の先行き不透明感より企業心理や消費マインドの大幅な改善には至りませんでした。

この間の当社グループを取り巻く事業環境は、国内の増税前駆け込み需要反動減のあと、一部取引先で在庫調整による受注量減少がみられました。主要販売先である自動車関連機器業界は、国内の減少をグローバル生産・販売の伸長が補いました。また、当社新規受託品の量産定常化もあり、ドライルーブ事業全体の受注生産量を底支えしましたが、総売上高は前期比減少となりました。

海外グループ会社の概況は、広州徳来路博科技有限公司（中国）では、新規取引先の量産品受託が寄与し業績黒字化を果たしました。一方、ドライルーブ・タイランドは光学機器向けを中心に受注量が増加、ドライルーブ・ベトナムは平成26年８月から自動車関連機器の受託加工品量産が始まり連結売上高への寄与が始まりましたが、受注量拡大への課題と併せて、損益面では量産操業から日浅く、生産性・収益性の改善余地を残しております。なお、中国の持分法損益対象関連会社２社の業況は好調に推移しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,840百万円（前連結会計年度比5.6%減）、営業利益は267百万円（前連結会計年度比31.9%減）、経常利益は549百万円（前連結会計年度比35.6%増）、当期純利益は333百万円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。経常利益の前連結会計年度比増加要因は、主に為替差損益や持分法投資損益等が好転したことによるものです。

【四半期連結業績の推移】　（単位：百万円）

	第52期第1四半期	第52期第2四半期	第52期第3四半期	第52期第4四半期	第53期第1四半期	第53期第2四半期	第53期第3四半期	第53期第4四半期
売上高	1,256	1,381	1,342	1,148	1,208	1,207	1,198	1,226
営業利益	107	117	111	55	81	69	71	44
売上高営業利益率(%)	8.5	8.5	8.3	4.9	6.7	5.8	6.0	3.6

（注）百万円単位の記載金額は、百万円未満の金額を切り捨てて表示しております。

(2) 事業別の状況

①　ドライルーブ事業

当社グループのドライルーブ・コーティング加工の売上高は、自動車関連機器業界向けが前連結会計年度比7.3%の減収、光学機器業界向けが前連結会計年度比3.2%の減収、電気・電子機器業界向けは、前連結会計年度比5.5%の増収となりました。

この結果、ドライルーブ事業の売上高は4,826百万円（前連結会計年度比5.6%減）となりました。

②　その他事業

一般コンシューマ向けのナノカーボン製品の販売は、慎重な個人消費動向により需要が伸びず、また産業界向製品も低調に推移しました。

この結果、その他事業の売上高は14百万円（前連結会計年度比25.6%減）と低迷しております。

事業区分	第52期連結売上高	第53期連結売上高	増減率
ドライルーブ事業	5,110百万円	4,826百万円	△5.6%
その他事業	19百万円	14百万円	△25.6%

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は108百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

ドライルーブ事業	愛知事業部	生産設備の増設
ドライルーブ事業	DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	生産設備の増設

ロ．当連結会計年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

ドライルーブ事業	DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.	生産設備の撤去

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの主要資金として、金融機関より長期借入金として310百万円の調達を行いました。

(5) 事業の譲渡・譲受、吸収分割、合併又は新設分割、株式の取得・処分等の状況

該当する事項はありません。

(6) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 50 期 (平成24年６月期)	第 51 期 (平成25年６月期)	第 52 期 (平成26年６月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (平成27年６月期)
売　上　高(百万円)	4,238	4,738	5,130	4,840
当期純利益(百万円)	239	319	301	333
１株当たり当期純利益　(円)	180.56	241.42	227.81	251.67
総　資　産(百万円)	6,566	7,115	7,523	8,164
純　資　産(百万円)	4,819	5,230	5,667	6,135
１株当たり純資産額　(円)	3,645.00	3,945.33	4,276.42	4,632.08
R　O　E　(%)	5.1	6.4	5.5	5.7

(注) １株当たり当期純利益は期中平均株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を除いて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 50 期 (平成24年６月期)	第 51 期 (平成25年６月期)	第 52 期 (平成26年６月期)	第 53 期 (当事業年度) (平成27年６月期)
売　上　高(百万円)	4,065	4,357	4,643	4,346
当期純利益(百万円)	183	360	199	289
１株当たり当期純利益　(円)	138.41	272.62	150.71	218.59
総　資　産(百万円)	6,751	7,217	7,353	7,757
純　資　産(百万円)	5,139	5,463	5,627	5,901
１株当たり純資産額　(円)	3,881.27	4,126.05	4,250.35	4,456.77

(注) １株当たり当期純利益は期中平均株式数、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を除いて算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
広州徳来路博科技有限公司	252万米ドル	100.0%	ドライルーブコーティング加工
DRILUBE (THAILAND) CO.,LTD.	10,300万ﾀｲﾊﾞｰﾂ	95.7%	ドライルーブコーティング加工、表面処理加工
DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	240万米ドル	100.0%	ドライルーブコーティング加工

(注) 前連結会計年度において、非連結子会社であったDRILUBE VIETNAM CO.,LTD.は、重要性が高まったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
昆山三民塗頼電子材料技術有限公司	1,200万米ドル	50.0%	ドライルーブコーティング加工、金属熱処理加工
中山市三民金属処理有限公司	300万米ドル	26.2%	ドライルーブコーティング加工、金属熱処理加工

(8) 対処すべき課題

直近の世界経済は、米国では景気回復基調に転じましたが、欧州や新興国においては緩やかな成長に留まっております。国内経済についても、海外経済の緩やかな回復や政府の経済政策効果を背景に企業収益が改善し、個人消費が持ち直すなど、景気は復調基調に転じました。しかし、海外経済の回復力失速や国内の民需回復停滞懸念など、国内外において景気の先行き見通しには、不透明感も漂っております。

激しく変化する経済環境にあって、当社グループが株主価値を向上させ、持続的成長を果たすために、事業（収益）構造を抜本から見直すとともに、「省エネルギー」「環境保全」に関連した事業への取り組みを強化することを中長期の経営戦略の中核としております。

そして、以下を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① アジア・グローバル戦略の展開

当社グループの主要な取引先である自動車関連機器業界、電気・電子機器業界、光学機器業界等では、発展著しい新興国市場への進出が際立って増加しております。このような状況に対応するため、当社は中国に続き平成22年７月にタイに、平成25年３月にはベトナムに、アセアン市場の拠点となる海外子会社を新設いたしました。

ドライルーブ・タイランドは、タイ洪水災禍が治まった平成24年３月以降に量産品の受注生産を開始しました。平成22年より本格稼働を始めました中国子会社：広州徳来路博科技有限公司 並びに従前から事業を展開している中国の関連会社２社、そして平成25年３月に新設したドライルーブ・ベトナムとの連携に努め、当社グループ全体で海外市場、特にアジア・アセアン市場の深耕を一層強化してまいります。

② 技術革新への挑戦

昨今、当社グループを取り巻く様々な業界において、省エネルギー・環境保全に重点をおいた製品開発は目覚ましく進展しており、また消費者の購買行動も単に低価格というだけでなく、省エネルギー・環境保全課題に配慮した製品の選択を行うようになってきております。

当社は創業以来、ドライルーブ（機能性被膜）の総合メーカーとして、様々な産業界の省エネルギー・環境保全課題に関与してまいりました。当社グループは、今後も更なる成長を続けるため、配合技術及

び分散技術の革新を通じてより優れた機能を有するドライルーブ製品を開発し、高度化する産業界の要望に的確に対応するためのコーティング加工技術の革新を行い、そして品質管理体制並びに品質保証体制の強化に取り組んでまいります。

③ ドライルーブ事業及びその他事業の強化

ドライルーブ事業の主要な取引先である自動車関連機器業界は、今後の自動車市場における環境問題、省エネルギーへの関心の強まりを背景に、ハイブリッド車、電気・燃料電池自動車、そして小型・低価格・低排気・低燃費の車が主力となるとみております。このような状況下において、当社グループはドライルーブ新機能製品の開発を進めます。次世代自動車に採用される部品へのコーティング加工の受注獲得に向けた多機能製品開発に努めるとともに、国内外での積極的な営業展開を図ってまいります。また、ドライルーブ製品を新規に採用していただく新たな業界・新市場の開拓にも鋭意尽力してまいります。

その他事業としているナノカーボン製品の製造販売事業は、一般コンシューマ向け商品や産業界向け製品の展開に集中を図り、対象市場の発掘及び販売チャネルの開拓を積極的に行ってまいります。

④ 人材の育成

当社グループの業容拡大とともに、当社の事業もグローバル化してまいりましたが、これにより、国際業務の諸スキルとセンスを備えたグローバル戦略の担い手の育成が急務となっております。

また、主要取引先である自動車関連機器業界、電気・電子機器業界、光学機器業界等においては、次世代の新素材、新技術の研究等が活発に行われており、これらに対応する製品開発力を持つ人材の育成・強化が必須となっております。

「モノづくりは人」という理念に基づき、事業基盤をより強固なものにするため、人材の育成に力を入れてまいります。

(9) 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

事業の種類	事業内容
ドライルーブ事業	コーティング剤（ドライルーブ製品）の製造及び販売、ドライルーブ製品のコーティング加工、ドライルーブ製品のコーティング加工技術指導
その他事業	ナノカーボン製品の製造及び販売

(10) 主要な営業所及び工場（平成27年６月30日現在）

本社	東京都世田谷区代沢一丁目26番４号
技術開発センター	神奈川県愛甲郡愛川町
群馬事業部	群馬県太田市上田島町
愛知事業部	愛知県春日井市桃山町
事業開発室	東京都世田谷区代沢
広州徳来路博科技有限公司	中華人民共和国広州市南沙開発区
DRILUBE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリー県
DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ハナム省

(11) 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比増減
ドライルーブ事業	291名	9名減
その他事業	3名	1名増
全社（共通）	11名	2名減
合計	305名	10名減

（注）上記使用人の他に、准社員43名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104名	1名減	37.2歳	9.1年

（注）上記使用人の他に、准社員43名が在籍しております。

(12) 主要な借入先の状況（平成27年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	310百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	300
株式会社三井住友銀行	58
株式会社日本政策投資銀行	200
三井住友銀行（中国）有限公司	69
三菱東京日聯銀行（中国）有限公司	18
日本生命保険相互会社	75

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年６月30日現在）

① 発行可能株式総数　4,240,000株

② 発行済株式の総数　1,355,000株

③ 株主数　542名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
飯野光彦	346千株	26.15%
飯野玲子	99	7.54
株式会社スター・ライツ・クリエイト	95	7.24
飯野泰子	80	6.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	73	5.57
飯野光俊	72	5.46
飯野佐保里	48	3.67
中野香	31	2.35
上村秀夫	27	2.11
川村美也子	26	2.02

（注）１．当社は自己株式30,939株を保有しておりますが、上記「株式の状況」から除いております。

２．持株比率は自己株式（30,939株）を控除して計算しております。

３．持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第３位以下を四捨五入しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯　野　光　彦	広州徳来路博科技有限公司董事 中山市三民金属処理有限公司董事 昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事 長野ドライルーブ株式会社取締役 DRILUBE(THAILAND) CO.,LTD.取締役
常務取締役	長　尾　宣　孝	中国地区統括 広州徳来路博科技有限公司董事長 昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事
常務取締役	柳　　任	ドライルーブ事業統括本部長 DRILUBE(THAILAND) CO.,LTD.取締役
常務取締役	城　戸　幸　一	管理本部長 広州徳来路博科技有限公司董事
取締役	山　口　　直	コンプライアンス＆リスクマネージメント・オフィサー　兼　内部監査室長
取締役	小　林　昭　仁	群馬事業部長
取締役	武　藤　和　彦	技術開発センター長
取締役	梶　田　哲　二	愛知事業部長 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.社長
常勤監査役	保　田　　潤	広州徳来路博科技有限公司監事
監査役	西　澤　圭　助	弁護士 アイディホーム株式会社社外監査役
監査役	河　本　幹　正	税理士

（注）１．西澤圭助及び河本幹正の両氏は、社外監査役であります。

２．監査役西澤圭助氏は、弁護士の資格を有しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

３．監査役河本幹正氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．取締役梶田哲二氏は、平成27年７月10日にDRILUBE VIETNAM CO.,LTD.の社長を退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （－）	142,125千円 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	14,160 (3,600)
合計 （うち社外役員）	11 (2)	156,285 (3,600)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年９月29日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

２．監査役の報酬限度額は、平成18年９月29日開催の第44回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

③ その他会社役員に関する重要な事項

取締役飯野光彦氏は、長野ドライルーブ株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に、製品販売及び加工品の仕入等の取引関係があります。また、関連会社である中山市三民金属処理有限公司・昆山三民塗頼電子材料技術有限公司のそれぞれ董事を兼務しており、当社はこれら関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

取締役長尾宣孝氏は、昆山三民塗頼電子材料技術有限公司の董事を兼務しており、当社は当該関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当該他の法人等との関係

・監査役西澤圭助氏は、アイディホーム株式会社の社外監査役であります。なお、当該会社と当社との間には、資本及び取引関係その他特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
監査役 西 澤 圭 助	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席し（出席率84%）、監査役会 13回のうち 11回に出席いたしました（出席率84%）。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 河 本 幹 正	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し（出席率100%）、監査役会 13回のうち13回に出席いたしました（出席率100%）。取締役会において、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．連結子会社につきましては、当社の会計監査法人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．コンプライアンス憲章の行動指針を基礎として、取締役はその遵守及び推進に率先垂範して取り組みます。また、取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、取締役の職務執行においては法令及び定款に則って行動するよう徹底します。

ｂ．業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議で総合的に検討したうえで意思決定を行います。

ｃ．内部監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に従い、各業務運営組織に対して業務監査を実施し、法令及び規程等の遵守並びに運用状況を確認いたします。

ｄ．監査役会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保及び内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など、監査役監査の実効性の確保に留意いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁記録）は、法令及び社内規程に基づき、各部署で適切に保存、管理いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．損失の危険に関する規程として、経営危機管理規程、稟議規程、予算管理規程、資金管理要領等の規程等を整備し、各規程を適切に運用いたします。

ｂ．予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議規程及び職務権限規程等により所定の権限及び責任に基づいて予算の執行を行います。重要案件においては、取締役会において総合的に審査いたします。

ｃ．取締役及び使用人は、当社の業務執行に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合は、経営危機管理規程に従い、当該状況の緊急度に応じて危機管理組織を編成し、当社の信頼性と将来価値保全のために対策を行います。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

本社管理部及び事業部ごとにそれぞれ担当取締役を設置することで、職務責任の所在を明確にし、月１回開催される定例取締役会において、経営に関する重要事項の審議、決議及び職務執行状況を確認いたします。

⑤　会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．子会社においては、当社と共通のコンプライアンス憲章や経営理念を展開し、グループの健全な内部統制体制の構築をいたします。

ｂ．子会社に対しては、当社の定める規程類の適用、又は同様の社内規程の整備を求めます。

ｃ．関係会社の監督については、関係会社管理規程に従い、担当役員が必要事項を監督し、経営状況を把握いたします。

ｄ．内部監査室は、監査役と連携し適宜子会社並びに関係会社の内部監査を行い、内部管理状況の把握と改善点の洗い出しを行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議のうえ、適切な体制を構築いたします。当該使用人の人事権に係る事項の決定については、監査役の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制

ａ．取締役は、主な執行業務について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告いたします。

ｂ．監査役が取締役及び使用人から職務執行状況について報告を受けることができることのほか、取締役及び使用人は監査役の監査活動に対して協力をいたします。監査役は、経営会議等の重要会議に出席することができることといたします。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査役は、代表取締役と適宜情報交換、意見交換を行うことのほか、会計監査人、内部監査室とも適宜情報交換、意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。

ｂ．内部監査室は、監査役と緊密に連携を保ち、監査役の要請に応じ調査を行うことといたします。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

上記の業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査室がその運用状況を随時モニタリングしており、不適切な点を発見した場合には直ちに是正処置を行います。

連結貸借対照表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,950,364	流動負債	1,341,833
現金及び預金	2,828,407	支払手形及び買掛金	380,101
受取手形及び売掛金	868,500	短期借入金	88,462
商品及び製品	66,341	１年以内返済予定の長期借入金	583,200
原材料及び貯蔵品	82,132	未払金	48,180
仕掛品	42,192	未払費用	32,383
繰延税金資産	15,109	未払法人税等	120,154
その他	48,825	賞与引当金	17,995
貸倒引当金	△1,143	その他	71,354
固定資産	4,213,788	固定負債	687,319
有形固定資産	2,915,151	長期借入金	360,300
建物及び構築物	1,012,658	退職給付に係る負債	140,307
機械装置及び運搬具	527,208	長期未払金	131,861
工具、器具及び備品	52,951	繰延税金負債	54,849
土地	1,313,460	負債合計	2,029,152
建設仮勘定	8,872	純資産の部	
無形固定資産	10,481	株主資本	5,732,039
ソフトウエア	10,481	資本金	375,956
投資その他の資産	1,288,155	資本剰余金	460,956
投資有価証券	1,097,231	利益剰余金	4,906,650
その他	190,924	自己株式	△11,523
資産合計	8,164,153	その他の包括利益累計額	401,117
		その他有価証券評価差額金	28,232
		為替換算調整勘定	372,884
		少数株主持分	1,844
		純資産合計	6,135,001
		負債及び純資産合計	8,164,153

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,840,573**
売上原価		**3,690,735**
売上総利益		**1,149,837**
販売費及び一般管理費		882,302
営業利益		**267,534**
営業外収益		
受取利息及び配当金	672	
為替差益	165,318	
持分法による投資利益	115,302	
その他	10,782	292,075
営業外費用		
支払利息	10,289	
その他	23	10,312
経常利益		**549,297**
特別利益		
国庫補助金	9,432	9,432
特別損失		
固定資産除却損	59	
工場移転費用	46,526	46,585
税金等調整前当期純利益		**512,144**
法人税、住民税及び事業税	142,471	
法人税等調整額	41,099	183,570
少数株主損益調整前当期純利益		**328,574**
少数株主損失（△）		**△4,650**
当期純利益		**333,224**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	375,956	460,956	4,618,379	△11,523	5,443,768
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△39,721		△39,721
当期純利益			333,224		333,224
連結範囲の変動			△5,231		△5,231
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	288,270	－	288,270
当期末残高	375,956	460,956	4,906,650	△11,523	5,732,039

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,615	213,859	218,475	5,748	5,667,992
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△39,721
当期純利益					333,224
連結範囲の変動					△5,231
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	23,616	159,025	182,641	△3,903	178,738
当連結会計年度中の変動額合計	23,616	159,025	182,641	△3,903	467,008
当期末残高	28,232	372,884	401,117	1,844	6,135,001

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

１．連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　３社

・連結子会社の名称

広州徳来路博科技有限公司

DRILUBE(THAILAND) CO.,LTD.

DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.

・連結の範囲の変更

前連結会計年度において、非連結子会社であったDRILUBE VIETNAM CO.,LTD.は、重要性が高まったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

・持分法適用会社数

関連会社　　２社

・持分法適用関連会社の名称

中山市三民金属処理有限公司

昆山三民塗頼電子材料技術有限公司

・持分法非適用の関連会社の名称

長野ドライルーブ株式会社

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社広州徳来路博科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同社の３月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社DRILUBE(THAILAND) CO.,LTD.と連結子会社DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.の決算日は３月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	７年～50年
機械装置及び運搬具	３年～９年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

【追加情報】

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年７月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年７月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1．有形固定資産の減価償却累計額　2,619,102千円

2．担保に供している資産及び担保に係る債務

以下の資産は、買掛金514千円の担保に供しております。

現金及び預金（定期預金）　5,000千円

3．受取手形裏書譲渡高　23,966千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	1,355	－	－	1,355

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年9月22日定時株主総会	普通株式	19,860	15	平成26年6月30日	平成26年9月24日
平成26年12月12日取締役会	普通株式	19,860	15	平成26年12月31日	平成27年3月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年9月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,509	17	平成27年6月30日	平成27年9月28日

【金融商品に関する注記】

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主にドライルーブ製品の製造販売及びドライルーブ製品のコーティング加工事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時 価 （ ※ ）	差 額
(1)現金及び預金	2,828,407	2,828,407	－
(2)受取手形及び売掛金	868,500	868,500	－
(3)投資有価証券	57,317	57,317	－
(4)支払手形及び買掛金	(380,101)	(380,101)	－
(5)短期借入金	(88,462)	(88,462)	－
(6)長期借入金	(943,500)	(934,945)	(8,554)

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,000
関係会社出資金	1,038,913

これらについては市場性がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額　　4,632円08銭

２．１株当たり当期純利益　　251円67銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,828,054	流動負債	1,193,931
現金及び預金	2,578,649	買掛金	335,121
受取手形	108,610	１年以内返済予定の長期借入金	583,200
売掛金	679,599	賞与引当金	16,072
商品及び製品	66,341	その他	259,537
原材料及び貯蔵品	62,420	固定負債	662,642
仕掛品	31,878	長期借入金	360,300
繰延税金資産	15,109	退職給付引当金	140,307
その他	285,639	繰延税金負債	36,989
貸倒引当金	△193	その他	125,045
固定資産	3,929,560	負債合計	1,856,573
有形固定資産	1,915,207	純資産の部	
建物	544,541	株主資本	5,872,808
構築物	14,186	資本金	375,956
機械及び装置	187,820	資本剰余金	460,956
車両運搬具	5,093	資本準備金	327,956
工具、器具及び備品	17,671	その他資本剰余金	133,000
土地	1,145,715	利益剰余金	5,047,419
建設仮勘定	179	利益準備金	13,000
無形固定資産	9,004	その他利益剰余金	5,034,419
投資その他の資産	2,005,347	特別償却準備金	77,014
関係会社株式	1,088,383	固定資産圧縮積立金	25,181
関係会社長期貸付金	844,083	別途積立金	2,400,000
その他	83,969	繰越利益剰余金	2,532,223
貸倒引当金	△11,088	自己株式	△11,523
		評価・換算差額等	28,232
		その他有価証券評価差額金	28,232
資産合計	7,757,614	純資産合計	5,901,040
		負債及び純資産合計	7,757,614

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,346,446**
売上原価		**3,191,143**
売上総利益		**1,155,303**
販売費及び一般管理費		771,357
営業利益		**383,946**
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,867	
為替差益	147,524	
その他	7,729	181,121
営業外費用		
支払利息	6,294	
貸倒引当金繰入額	11,088	17,382
経常利益		**547,685**
特別利益		
国庫補助金	9,432	9,432
特別損失		
関係会社株式評価損	101,927	
その他	59	101,986
税引前当期純利益		**455,131**
法人税、住民税及び事業税	142,471	
法人税等調整額	23,238	165,710
当期純利益		**289,421**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から
平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計			
当期首残高	375,956	327,956	133,000	460,956	13,000	86,336	25,181	2,400,000	2,273,201	4,784,720	4,797,720	△11,523	5,623,109
当事業年度中の変動額													
特別償却準備金の積立						4,532			△4,532	－	－		－
特別償却準備金の取崩						△17,267			17,267	－	－		－
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額						3,412			△3,412	－	－		－
剰余金の配当									△39,721	△39,721	△39,721		△39,721
当期純利益									289,421	289,421	289,421		289,421
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)													
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△9,321	－	－	259,021	249,699	249,699	－	249,699
当期末残高	375,956	327,956	133,000	460,956	13,000	77,014	25,181	2,400,000	2,532,223	5,034,419	5,047,419	△11,523	5,872,808

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	4,615	5,627,724
当事業年度中の変動額		
特別償却準備金の積立		－
特別償却準備金の取崩		－
税率変更に伴う特別償却準備金の変動額		－
剰余金の配当		△39,721
当期純利益		289,421
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	23,616	23,616
当事業年度中の変動額合計	23,616	273,315
当期末残高	28,232	5,901,040

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券・・・・・・・償却原価法

(2) 子会社及び関連会社株式・・・・移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社は主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～50年
機械及び装置	３年～９年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・　従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金・・・　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末に発生している額を計上しております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【追加情報】

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

【貸借対照表に関する注記】

１．有形固定資産の減価償却累計額　2,254,098千円

２．保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

広州徳来路博科技有限公司　88,462千円

３．受取手形裏書譲渡高　23,966千円

４．担保に供している資産及び担保に係る債務

以下の資産は、買掛金514千円の担保に供しております。

現金及び預金（定期預金）　5,000千円

５．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権　315,139千円

短期金銭債務　1,197千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引高

営業収入　104,270千円

営業費用　2,087千円

営業取引以外の取引による取引高　25,445千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	30	－	－	30

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,342千円
賞与引当金	5,313千円
退職給付引当金	45,263千円
役員退職慰労未払金	40,339千円
減価償却超過額	2,238千円
その他	12,542千円
繰延税金資産小計	114,039千円
評価性引当額	△11,088千円
繰延税金資産合計	102,951千円
繰延税金負債	
保険積立金	2,054千円
固定資産圧縮積立金	13,630千円
為替差損益	58,690千円
特別償却	37,010千円
その他有価証券評価差額金	13,445千円
繰延税金負債計	124,830千円
繰延税金資産の純額	△21,879千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	広州徳来路博科技有限公司	（所有）直接100.0	役員4名（兼任）	債務保証（注1） 資金の貸付（注2）	88,462 ―	― 短期貸付金 長期貸付金	― 116,500 28,000
子会社	DRILUBE(THAILAND) CO.,LTD.	（所有）直接95.7	役員2名（兼任）	資金の貸付（注2）	33,210	短期貸付金 長期貸付金	153,871 546,627
子会社	DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.	（所有）直接100.0	役員1名（兼任）	資金の貸付（注2）	24,778	長期貸付金	269,456

（注）１．広州徳来路博科技有限公司の銀行借入（88,462千円）について、債務保証を行っております。

２．資金の貸付条件については、市場金利などを勘案して決定しております。

【１株当たり情報に関する注記】

１．１株当たり純資産額	4,456円77銭
２．１株当たり当期純利益	218円59銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年８月１２日

東洋ドライルーブ株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳　井　浩　一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植　木　貴　幸	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、東洋ドライルーブ株式会社の平成２６年７月１日から平成２７年６月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ドライルーブ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２７年８月１２日

東洋ドライルーブ株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	井	浩	一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	植	木	貴	幸	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、東洋ドライルーブ株式会社の平成２６年７月１日から平成２７年６月３０日までの第５３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年８月17日

東洋ドライルーブ株式会社　監査役会

常勤監査役　保　田　　潤　㊞

社外監査役　西　澤　圭　助　㊞

社外監査役　河　本　幹　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績、当社グループを取り巻く経営環境、将来の事業展開と経営体質の強化に備えた内部留保、安定した配当の維持等を総合的に勘案して行うこととしております。

こうしたことから、当期末の株主配当金につきましては、前期末配当金より２円増配して１株につき17円といたしたいと存じます。これにより、中間配当を含めました当期の株主配当金は、１株につき32円となります。

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は22,509,037円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年９月28日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役会の監査・監督機能およびコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を一層高めることを目的として、本年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下「改正会社法」といいます。）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

加えて監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役以外の取締役の任期が１年となることに伴い、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものであります。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機　関） 第四条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	（機　関） 第四条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （３）　会計監査人
（員　数） 第十七条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第十七条　当会社の取締役は、13名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	2　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任方法） 第十八条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第十八条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2　（略）	2　（同　左）
3　（略）	3　（同　左）
（任　期） 第十九条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第十九条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（新　設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	4　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第二十二条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第二十二条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
（取締役会の決議方法） 第二十三条　（略） ２　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議方法） 第二十三条　（同　左） ２　当会社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第二十四条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 ２　（略）	（取締役会の議事録） 第二十四条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 ２　（同　左）
（報酬等） 第二十六条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第二十六条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第二十七条　（略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第二十七条　（同　左） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　設）	（重要な業務執行の委任） 第二十八条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第五章　監査役及び監査役会	（削　除）
（員　数） 第二十八条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第二十九条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（任　期）	（削　除）
第三十条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
３　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会後、４年後の定時株主総会開始の時までとする。	
（常勤の監査役）	（削　除）
第三十一条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
（監査役会の招集通知）	（削　除）
第三十二条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会の決議方法）	（削　除）
第三十三条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
（監査役会の議事録）	（削　除）
第三十四条　監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。	

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会規程） 第三十五条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第三十六条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第三十七条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第五章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第二十九条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第三十条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第六章　会計監査人	第六章　会計監査人
第三十八条～第三十九条　（略）	第三十一条～第三十二条　（同　左）
（報酬等）	（報酬等）
第四十条　会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。	第三十三条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（会計監査人の責任免除）	（会計監査人の責任免除）
第四十一条　（略）	第三十四条　（同　左）
第七章　計　算	第七章　計　算
（事業年度）	（事業年度）
第四十二条　（略）	第三十五条　（同　左）
（剰余金の配当）	（削　除）
第四十三条　剰余金の配当は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	
（中間配当）	（削　除）
第四十四条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（剰余金の配当等） 第三十六条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 ２　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ３　当会社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
（剰余金の配当等の除斥期間） 第四十五条　（略）	（剰余金の配当等の除斥期間） 第三十七条　（同　左）
（新　設）	附　則 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）８名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	飯野光彦（いいのみつひこ） （昭和28年２月10日生）	昭和53年４月　当社入社 昭和54年８月　当社専務取締役 昭和55年12月　長野ドライルーブ株式会社取締役（現任） 昭和63年８月　当社代表取締役専務 平成４年８月　当社代表取締役社長（現任） 平成14年４月　中山市三民金属処理有限公司副董事長 平成16年８月　昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事長 平成19年７月　同社　董事（現任） 平成20年２月　広州徳来路博科技有限公司董事（現任） 平成22年６月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役（現任） 平成23年６月　中山市三民金属処理有限公司董事（現任） 平成27年７月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.会長（現任） （重要な兼職の状況） 長野ドライルーブ株式会社取締役 中山市三民金属処理有限公司董事 昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事 広州徳来路博科技有限公司董事 DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.会長	346,290株
2	長尾宣孝（ながおのぶたか） （昭和34年２月３日生）	昭和58年４月　当社入社 平成12年11月　当社神奈川工場長 平成16年１月　当社神奈川事業部長 平成17年１月　当社常務取締役神奈川事業部長 平成17年５月　中山市三民金属処理有限公司董事 平成19年７月　昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事（現任） 平成20年２月　広州徳来路博科技有限公司董事長兼総経理 平成20年６月　当社常務取締役海外担当 平成22年９月　当社常務取締役中国地区統括（現任） 平成22年11月　広州徳来路博科技有限公司董事長（現任） （重要な兼職の状況） 昆山三民塗頼電子材料技術有限公司董事 広州徳来路博科技有限公司董事長	23,570株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	柳（やなぎ） 任（まこと） （昭和29年３月９日生）	昭和60年３月　当社入社 平成13年４月　当社愛知工場長 平成16年１月　当社愛知事業部長 平成17年１月　当社取締役愛知事業部長 平成22年６月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役社長 平成22年９月　当社常務取締役ドライルーブ事業統括本部長（現任） 平成22年10月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役（現任） （重要な兼職の状況） DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役	13,530株
4	城戸（きど） 幸一（こういち） （昭和25年２月13日生）	昭和48年４月　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 平成９年５月　同行　自由が丘支店支店長 平成15年２月　ウエルクリニックス株式会社代表取締役社長 平成17年１月　当社監査役 平成17年９月　当社取締役管理部長 平成20年２月　広州徳来路博科技有限公司董事（現任） 平成22年９月　当社常務取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 広州徳来路博科技有限公司董事	7,600株
5	山口（やまぐち） 直（ただし） （昭和27年８月18日生）	昭和61年４月　当社入社 平成７年11月　当社生産管理課長 平成８年９月　当社総務課長 平成17年９月　当社管理部企画管理課長 平成19年８月　当社監査役 平成20年２月　広州徳来路博科技有限公司監事 平成22年９月　当社取締役東南アジア地区統括 平成22年10月　DRILUBE（THAILAND）CO.,LTD.取締役社長 平成24年９月　当社取締役コンプライアンス＆リスクマネージメント・オフィサー　兼　内部監査室長（現任）	4,500株
6	小林（こばやし） 昭仁（あきひと） （昭和36年５月２日生）	平成８年11月　当社入社 平成21年３月　当社群馬事業部副事業部長 平成22年９月　当社取締役群馬事業部長（現任）	1,800株
7	武藤（むとう） 和彦（かずひこ） （昭和36年８月29日生）	平成７年７月　当社入社 平成21年３月　当社技術開発センター長 平成22年９月　当社取締役技術開発センター長（現任）	6,400株
8	梶田（かじた） 哲二（てつじ） （昭和48年３月４日生）	平成８年10月　当社入社 平成21年３月　当社愛知事業部副事業部長 平成22年９月　当社取締役愛知事業部長（現任） 平成25年３月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.社長	3,500株

（注）１．取締役候補者飯野光彦氏は、長野ドライルーブ株式会社の取締役を兼務しており、当社は同社との間に製品販売及び加工品の仕入等の取引関係があります。また、関連会社である中山市三民金属処理有限公司、昆山三民塗頼電子材料技術有限公司のそれぞれ董事を兼務しており、当社はこれら関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

２．取締役候補者長尾宣孝氏は、関連会社である昆山三民塗頼電子材料技術有限公司の董事を兼務しており、当社は当該関連会社との間に製品輸出等の取引関係があります。

３．その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	保田　潤（やすだ　じゅん） (昭和29年10月16日生)	昭和62年２月　当社入社 平成20年７月　当社内部監査室長 平成22年９月　当社常勤監査役（現任） 平成22年11月　広州徳来路博科技有限公司監事（現任） 平成27年７月　DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.監査役（現任） （重要な兼職の状況） 広州徳来路博科技有限公司監事 DRILUBE VIETNAM CO.,LTD.監査役	14,700株
2	西澤圭助（にしざわ　けいすけ） (昭和29年３月13日生)	昭和61年10月　司法試験合格 平成元年４月　弁護士登録　中村法律事務所入所 平成17年１月　当社社外監査役（現任） 平成20年２月　アイディホーム株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） アイディホーム株式会社社外監査役	2,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	河本幹正（かわもとみきまさ） （昭和19年５月29日生）	昭和43年４月　国税庁東京国税局入庁 平成６年７月　築館税務署長 平成11年７月　税務大学校研究部主任教授 平成12年７月　本郷税務署長 平成13年７月　北沢税務署長 平成14年７月　川崎南税務署長 平成15年７月　国税庁退職 平成15年９月　河本幹正税理士事務所所長（現任） 平成15年９月　株式会社ＴＫＣ税務研究所特別研究員 平成16年１月　当社顧問税理士 平成17年９月　当社監査役 平成21年９月　当社社外監査役（現任）	7,100株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．西澤圭助、河本幹正の両氏は社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者とした理由並びに社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由
社外取締役候補者は、いずれも直接企業の経営に関与された経験はありませんが、西澤圭助氏は、弁護士として法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられ、河本幹正氏は、税理士の資格を有しているほか、税務大学校研究部主任教授並びに税務署長を歴任された経験から、会計及び税務に幅広い経験と知見を有しておられます。当社の業務執行に関する意思決定において、適法性及び妥当性の見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

４．当社の社外監査役に就任してからの年数
西澤圭助及び河本幹正の両氏は現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって西澤圭助氏は10年８ヶ月、河本幹正氏は10年となります。

５．当社は、西澤圭助及び河本幹正の両氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。第２号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、西澤圭助及び河本幹正の両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、両氏との間で同法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、両氏とも同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

６．当社は、西澤圭助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案について同じ。）の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員１名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
水永誠二 （昭和34年１月12日生）	平成元年４月　弁護士登録（東京弁護士会） 中村法律事務所入所 平成３年４月　牧野内総合法律事務所所属（現職） 平成15年６月　株式会社アーネストワン社外監査役（現任） 平成16年１月　ファースト住建株式会社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アーネストワン社外監査役 ファースト住建株式会社社外監査役	0株

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．水永誠二氏は、補欠の社外取締役候補者として選任するものであります。

３．水永誠二氏は、過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、これまで培かってきた弁護士としての経験と法律知識を、監査等委員に就任された場合に当社の監査・監督体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員（社外取締役）として選任をお願いするものであります。

４．補欠の監査等委員選任の効力は当該監査等委員の就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとします。

５．水永誠二氏が監査等委員に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年９月29日開催の第44回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へと移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。現在の取締役は８名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。

現在の監査役は３名ですが、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都目黒区東山三丁目７番11号
　　大橋会館　２階　201・203会議室
　　TEL　03－3710-8880
交　通　●ＪＲ『渋谷駅』より、東急田園都市線各駅停車にて
　　１駅『池尻大橋駅』下車、東口から徒歩約３分

（概略図）

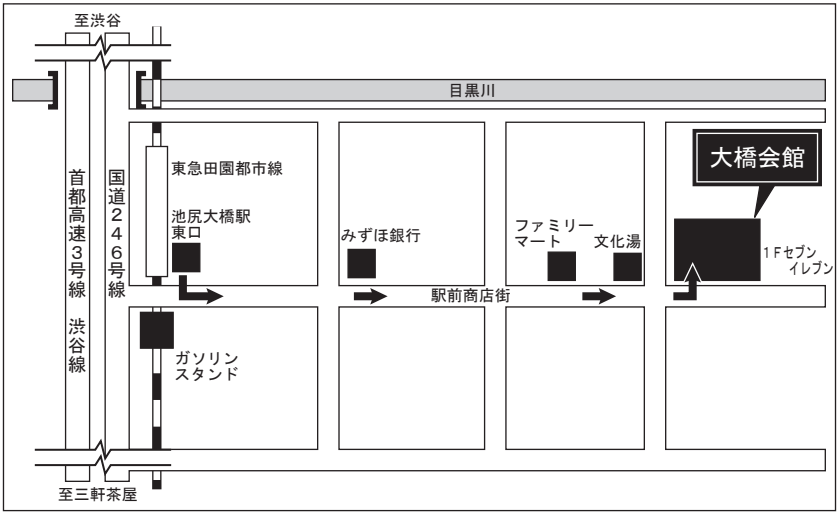

○お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、
　　ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。